

信用取引に関する説明書

(通信取引口座専用)

この説明書を十分にお読みいただいたうえ、信用取引を行ってください。

信用取引とは、

信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な株券()及び投資信託の受益証券(以下「株券等」と言います。)や買付に必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。なお、お貸しした株券や資金等は、あらかじめ定められた期限までに決済していただく必要があり、この期限を越えて信用取引を継続することはできません。

() 株券・・・この説明書では株券を中心に説明しておりますが、優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券につきましても、基本的に取扱いは同じです。

注意・・・通信取引口座である「ブルートレードセンター」では株券等の内、株券のみを代用とします。

信用取引には、2つの種類があります。具体的には、証券取引所に上場している銘柄について、「制度信用取引」と「一般信用取引」の2種類があります。この2つの信用取引の間には、利用できる銘柄の範囲や決済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。

注意・・・藍澤証券では「制度信用取引」のみを取り扱います。

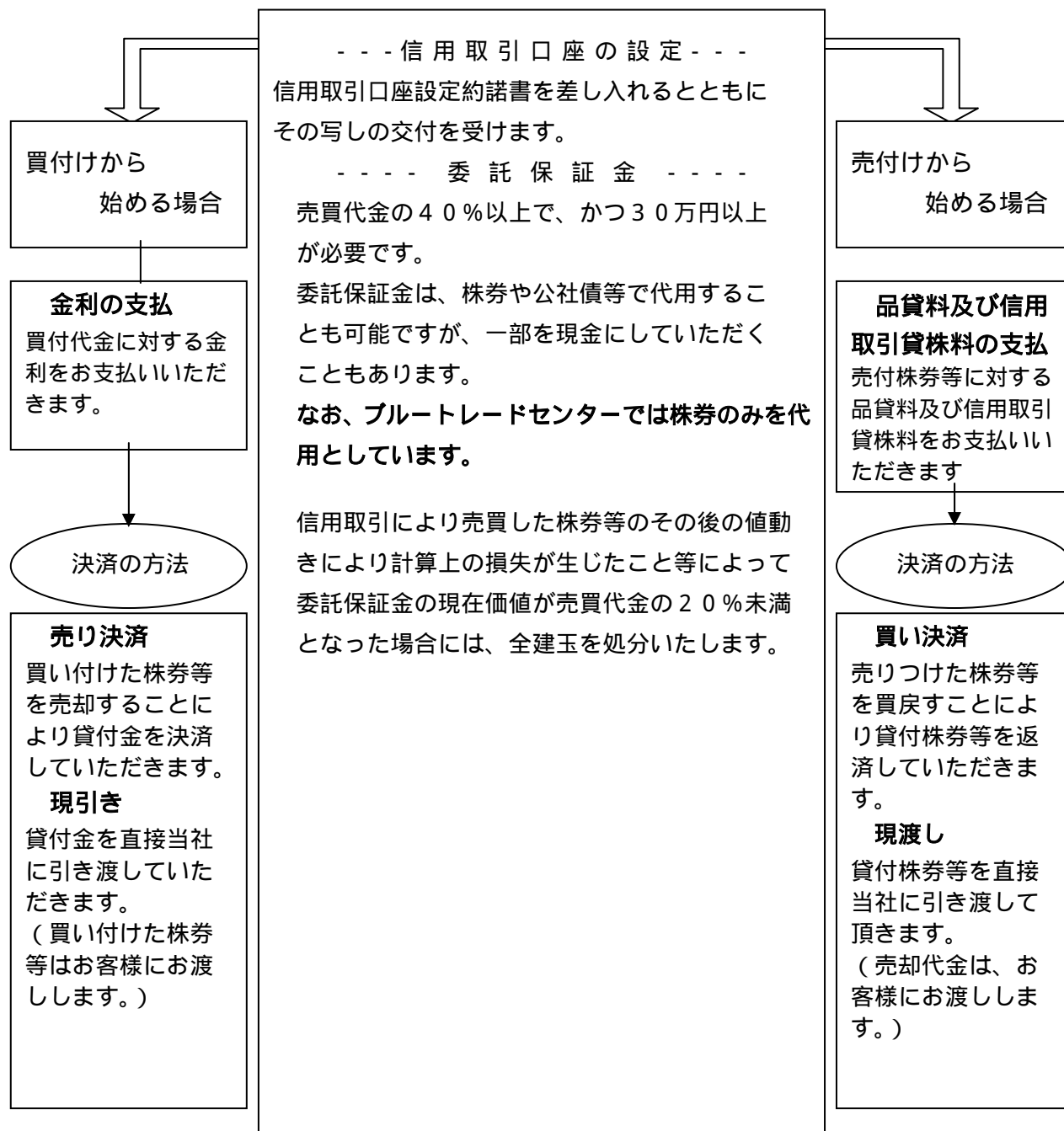
信用取引の利用が過度であると証券取引所または証券金融会社が認める場合などには、委託保証金率の引上げなどの措置をとることがあります。また、当社の判断によって、独自に信用取引の利用を制限したり、代用有価証券の掛目の変更又は除外(以下「掛目の変更等」といいます。)を行う場合もあります。

お客様が当社に担保として差し入れていただく委託保証金は、約定代金(売買代金)の40%以上と定めており、現金または一定の有価証券で代用することも認められております。

また、信用取引で売建て又は買建てした株券等が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、保証金代用有価証券が値下がりして、委託保証金の率が20%未満になったときは、ブルートレードセンターでは当社がお客様の口座において、お客様の信用建玉を反対売買による決済をする措置をとることになります。この結果の損失はお客様の負担となります。

信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できますが、その一方で価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

2. 信用取引の基本的な流れ



- 注1 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- 注2 金利の取扱いについては、お客様と当社の合意によって決定されますので、事前に当社にご確認下さい。
- 注3 委託保証金率及び代用有価証券の掛目については、市場の動向等により、証券取引所により変更され、又は当社の判断により変更する(*)ことがありますので、ご注意ください。
注文委託の際に当社のホームページやコールセンター、各担当部支店にご確認下さい。

(*) 当社の判断により掛目の変更等を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して7営業日目の日といたします。ただし、下記の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

額面割れ銘柄の場合 前月末現在の株価が45円以下の銘柄

債務超過銘柄の場合 情報提供会社よりの情報等による

上場廃止決定銘柄の場合 上場廃止が決定された翌営業日より選定

当社独自選定銘柄の場合 当社が必要と認めた場合

例えば特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合

・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合

・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合

・ 行政庁による法令等に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合

・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

施行日：2006/5/18

制度信用取引について

制度信用取引とは、証券取引所に上場している株券等を対象とし、品貸料及び決済 期限等が証券取引所の規則により一律に決定されている信用取引です。制度信用取引によって行われた売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を証券取引所の決済機構を通じて借り入れること（貸借銘柄）ができます。

制度信用取引ができる銘柄は、株券のうち、証券取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、証券取引所が決めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。

制度信用取引の決済期限は6か月と決められており、6か月を超えて制度信用取引を継続することはできません。

制度信用取引における金利は、当社が独自に設定し、お客様と当社との合意によって決定されることとなりますので、事前に当社にご確認ください。

また、貸借銘柄について、証券金融会社において株不足（貸借取引残高において貸株数が融資株数を上回った状態）が生じ、この株券を調達するための費用がかかった場合には、売り方は品貸料（いわゆる逆日歩）を支払い、買い方はこれを受け取るようになります。

制度信用取引について売り方のお客様からお支払いいただく信用取引貸株料は、品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。

なお、信用取引貸株料等の信用取引に係るコストについては、取引の開始の際にホームページの確認、ヒアリング等で説明いたします。

制度信用取引によって売買している株券が、株式分割による株式を受け取る権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、証券取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。（注）ただし、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

- ・売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合（分割比率1：2等）
株式分割の分割比率に応じて、制度信用取引の売付け又は買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。
- ・上記以外の株式分割の場合（分割比率1：1.5等）
証券取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。また、配当金相当額については、その株式の配当金が確定したあと（通常、配当落ちの約

3 か月後)、配当落調整額を買い方は受け取り、売り方は支払うこととなります。

(注)制度信用取引では、お客様が買い付けた株券は、担保として証券会社に留保され、さらに、貸借取引を利用した場合には証券金融会社に留保されます。当該株券に株式分割による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、上記のように証券取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

なお、制度信用取引を行っている銘柄にこれらの権利が付与された場合でも、事実上譲渡が禁止されるなど権利の引渡しができない場合、権利行使を特定の条件に合致する株主のみに限定している場合など、譲渡性及び換金可能性、権利の行使に付された条件等を勘案して権利の処理を行うことが事実上不可能となりますので、当該権利の処理を行わない場合があります。また、権利の価値が事実上無価値又は無価値に等しい場合には権利処理を行う必要性がないと言えます。

このように、権利の処理を行わない場合において、売り方・買い方間に不公平が生じ、制度信用取引を継続することが適当でないと思われるときには、制度信用取引の返済期限（6 か月）の定めにかかわらず、証券取引所により返済期限の変更（返済期限の繰上げ）が行われることがありますので、ご注意ください。

証券金融会社は、貸借銘柄について、株券等の調達が困難となった場合には、貸株利用の制限または停止の措置を行うことがあります。この場合には、制度信用取引による新規の売付けや、買い付けた銘柄の売却・現引きによる決済ができないことがあったり、制約されたりすることがあります。

ぜひ注意していただきたいこと

信用取引口座を開設する際には、「信用取引口座設定約諾書」「個人情報利用同意書」「信用取引に関する確認書」に必要事項を記入のうえ、捺印して当社に差し入れてください。

信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。

なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。

信用取引で注文なされる際は、必ず「信用取引で」と明示してください。

なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。但し、当社では一般信用取引のお取扱いはしておりません。

信用取引で売買した株券が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券が値下がりして、委託保証金の率が20%未満になったときは、当社がお客様の口座の信用建玉を反対売買して決済する措置をとることになります。この結果の損失はお客様の負担となります。

証券取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。

信用取引の利用が過渡であると証券取引所が認める場合には、委託保証金率の引上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。(別紙日々公表銘柄に関するガイドライン及び信用取引に係る委託保証金の率の引き上げ措置等に関するガイドライン参照)

お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。

これに対して、信用取引によって買い付けた株券及び信用取引によって株券を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り決済・買い決済及び現引き・現渡しによる信用取引の決済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の決済方法に代え、証券取引所が定めた株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。適格機関投資家(これに類する外国法人を含む。)が信用取引の売付けを行う場合及びその以外の投資家が行う信用取引の売付けのうち売付け1回あたりの数量が証券取引所の定める売買単位の50倍を超える場合には、「有価証券の空売りに関する内閣府令」により価格規制を受けることとなりますので、注意してください。

以 上

信用取引に係るコストについて

信用取引においては、売買に係る手数料、その消費税、決済に伴う税金等とは別に以下のコストが掛かります。

1. 信用取引の金利又は品貸料

買付のお客様は、買付代金を借り入れることから、その代金の借入日（受渡日）から決済日（受渡日）までの金利を支払うこととなります。一方、売付のお客様は借株を売付して、その代金を証券会社（貸借取引場合には証券金融会社）に預託してあるので、この預託金に対して一定利率の金利を受け取ります。これらの金利を順日歩と呼んでいます。

なお、証券金融会社の貸借取引において貸株超過となった買付銘柄については、いわゆる逆日歩が発生した場合、これを当該銘柄の買付のお客様にお支払いします。一方、当該銘柄の売付のお客様からはその逆日歩相当額の金利をお支払いいただきます。

2. 信用取引貸株料

売り方のお客様からは、「信用取引貸株料」をお支払いいただきます。
（平成14年5月7日新設）

3. 信用取引管理料

信用取引の買付・売付のお客様からは、約定日から起算して1ヶ月の応答日までに決済の申出がない場合、以下の基準で信用取引管理料を徴収させていただきます。

- (1) 売付株数又は買付株数1株につき、10銭を乗じて算出した額。ただし、その金額が100円未満のときは100円、1,000円を超えるときは、1,000円とする。
- (2) 上記の株数については、同一銘柄につき同一日に成立した売付株数又は買付株数をそれぞれ合計する。

4. 名義書換（権利処理等）手数料

通常、買建玉において、新規建玉の受渡日と決済の受渡日が決算等の権利確定日をまたいだ場合、権利処理等手数料（名義書換料）として毎回1売買単位あたり50円が必要となります。*本決算「本決算に六ヵ月後（年1回決算の場合）」「中間決算（配当の有無に関係なし）

その他、株式分割（全て）、臨時株主総会の場合も名義書換（権利処理等）手数料が発生します。尚、別途個別に手数料率を定める銘柄もございます。

以上

通信取引口座での信用取引について

1 . 信用取引口座の開設について

口座開設基準

当社で信用取引口座を開設される場合には、下記の条件が必要となります。

年齢 75 歳未満の成人であること。

当社より常時連絡がとれること。

信用取引のルール、「信用取引口座設定約諾書」、「個人情報利用同意書」、「通信取引口座信用取引のご利用案内」および本「信用取引に関する説明書」を読み十分に理解されていること。

金融資産および証券知識が十分にあること。

株式の投資経験が3ヶ月以上あること。

当社に既に口座を開設されていること。

口座開設審査

通信取引口座のお客様が信用取引口座を開設される場合には、電話による審査が必要となります。当社の20部店番号のお客様はコールセンター（フリーダイヤル0120-311-434）へお電話ください。その他の支店番号のお客様は各支店へお電話ください。審査の結果、信用取引口座を開設出来ない場合がございますが、その事由についての開示いたしません。

必要書類・項目

「信用取引口座設定約諾書」

「本人確認のための健康保険証の写し」

弊社届出印鑑

口座開設までの流れ

口座開設基準の確認。

「信用取引に関する説明書」（本説明書）をよくお読みください。

コールセンターもしくは担当部支店へ電話にて信用取引口座とヒアリング日程の申し込み。（お電話いただいた時間にヒアリング審査を行うこともあります）

審査後、開設が可能となれば必要書類を送付します。

審査を通過されたお客さまには「信用取引口座設定約諾書」、「ヒアリングシート」、「個人情報利用同意書」、「信用取引に関する確認書（通信取引口座専用）」を郵送します。内容をご確認いただき、「信用取引口座設定約諾書」、「ヒアリングシート」、「個人情報利用同意書」、「信用取引に関する確認書（通信取引口座専用）」署名・押捺の上、「本人確認のための健康保険証の写し」をご同封の上ご返送ください。尚、「信用取引口座設定約諾書」には4,000円の収入印紙を貼付および割印が必要となります。

<ご注意>

当社より郵送後、改定が行われたもの又は3ヶ月以上経過したものにつきましては、効力を失います（再度の申込が必要となります）。

当社に必要書類が到着後、内容を確認の上、信用取引口座を開設します。

開設のご案内は書面にてお知らせします。

2 . 基本的なルール

M R F の扱い

取引口座開設に際し、M R F（マネー・リザーブ・ファンド）での取り扱いを停止します。お預かり残高は全て返還（売却）し、M R F 自動けいぞく投資も解約します。

委託保証金・代用有価証券

お預り金は全て委託保証金となります。

お預かり証券も委託保証金代用有価証券（以下「代用有価証券」といいます。）となります（代用不適格有価証券、通信取引取扱市場以外の銘柄、外国株式、すべての投資信託・債券を除きます）。

信用取引の範囲

信用取引対象銘柄は東京証券取引所・大阪証券取引所（ヘラクレス市場を除く）・J A S D A Q 証券取引所が「制度信用銘柄」に選定した銘柄となります。

新規売り建玉は、制度信用銘柄の内「貸借銘柄」のみとなります。

新規建玉が無い状態が6ヶ月間以上継続した場合、信用取引口座が閉鎖されることがあります。信用取引口座閉鎖後は、再度申し込みが必要となります。

信用取引の注文時間

信用取引口座での注文時間は（現物取引も同様）、インターネット口座の場合、平日は午後3時から7時を除く時間帯となります。（土曜・祝祭日は0時から24時、日曜は6時から24時の時間帯となります）電話・F A X 口座の場合、平日は午前8時から午後3時、午後7時から午後8時の時間帯となります。（土曜・日曜は午前10時から午後3時の時間帯となります）

諸手続き

信用取引口座を開設後は、毎月月初に前月分の取引残高報告書を送付します。

お取引明細、建玉明細及び金銭・証券残高等を確認し、同封の「回答書（兼 同意書）」に記名・押捺の上、必ずご返送ください。回答いただけない場合には以後の取引を制限する場合があります。

3 . 委託保証金について

新規建玉時の最低委託保証金

新規建玉時の委託保証金は30万円以上（全額代用有価証券でも可。）です。

委託保証金ならびに損金の前受制

委託保証金は前受制となります。

信用取引の反対売買による決済損金についても前受金が原則です。損金が委託保証金現金内で充当できない場合は、当日中に損金相当分の代用証券をお客様の計算において売却することとなります。

最低保証金率30%の維持

保証金を損金へ充当する場合は、30%を下回って振り替えることが原則できません。

決済に伴い損金が発生した場合、損金以上の現金が必要となる場合がございます。

また、ご不足金は直ちにお振込みいただくこととなります。

委託保証金率（維持率）

委託保証金率（維持率）は、建玉金額合計に対する受入保証金額の割合をいいます。

（計算式）

委託保証金率（維持率）（％）

$$= \{ (\text{委託保証金現金合計} + \text{代用有価証券（現金換算）合計} - \text{諸経費} - \text{建玉評価損益合計}) - \text{その他の拘束金} \} \div \text{建玉金額合計} \times 100$$

<注意> 「建玉評価損益合計」がマイナス（損）の場合のみ差引き、プラス（益）の場合は、評価損益はゼロとして計算します。

代用有価証券の掛目と評価

代用有価証券は当社が指定する上場銘柄になります。代用掛目は評価額の80%ですが、証券取引所等の取引規制等又は当社の判断により変更される場合があります。

代用不適格有価証券、通信取引取扱市場以外の銘柄、外国株式、すべての投資信託・債券は代用有価証券として評価しません。代用不適格銘柄の詳細はヒアリングの際にご確認下さい。

代用有価証券の評価

代用有価証券の評価は、当日の値洗い処理前（午後3時以前）は新規建・現引・現物買付注文入力日の前営業日の終値により、当日の値洗い処理後（当日午後7時以降）は新規建・現引・現物買付注文入力日の終値により行います。

最終値段が気配値の場合、国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とします。

当社規定による代用不適格銘柄に選定された場合は、その掛け目を0%とします。

4. 取引のルール

新規建玉

新規建玉は「建玉可能額」の範囲内で行うことができます。

「建玉可能額」は当社トレード画面の「余力詳細確認」にて確認ください。

「建玉可能額」とは、委託保証金率（維持率）が40%を超え、委託保証金額が40%を超える部分で新規建玉できる約定代金の合計額です。尚、証券取引所等の取引規制等や当社の判断により、この数値は変更されることがあります。

建玉評価損の拡大または代用有価証券の値下がり等により、大引け後の委託保証金率（維持率）が40%を下回った場合、または委託保証金額が30万円を下回った場合には、新規の建玉はできなくなり、決済のみの受け付けとなります。

決済

反対売買

- ・ 買い建玉は決済期日の前営業日までに売決済（転売）あるいは現引（受株）をし、売り建玉は決済期日の前営業日までに買決済（買戻し）あるいは現渡（渡株）をしてください。**建玉単価および建玉日付が相違する同一銘柄の返済注文は当該建玉が10本を超えるまでは一括返済が可能となります。10本を超える場合は別途発注していただくこと**

となります。また、市場を替えて決済することはできません。

現引（受株）と現渡（渡株）

- ・ 買い建玉の受渡代金を支払うことで現物株に変更することを「現引（受株）」といいます。なお、受渡金額は「買建値×現引数+諸経費」で計算されます。

現引可能額は現引時の委託保証金率が40%を超える範囲での可能額です。未決済建玉がある場合には十分にご注意ください。

- ・ 売り建玉に見合う当該貸付株券等を引渡すことで受渡代金を受取ることを「現渡（渡株）」といいます。なお、受渡金額は「売建値×現渡数-諸経費-譲渡益税」となります。

現渡は、売り建玉と同銘柄の現物株券が預かりにある場合にのみ行うことができます。受株をした際には当該受株概算代金が買付余力より減額され、当該株式の前日の終値に受け株数を掛けた金額の80%を保証金に加算します。

尚、受株・渡株の注文を発注されても、当該建て玉の必要保証金額の拘束は解除されず信用余力は増額しません。

<注意>

- ・ 現引き依頼された日に当該株式を当日中に現物で売却することは出来ません。
- ・ 現渡依頼された日に現渡代金および当該建玉分の枠を当日中に株式買付代金および新規建玉に充当することは出来ません。

建玉の評価

建玉の評価は最終値段、もしくは最終気配値で評価します。

保証金が20%を下回った場合の反対売買による決済

建玉評価損の拡大または代用有価証券の値下がり等により、大引け後の委託保証金率（維持率）が20%を下回った場合には、全建玉を翌営業日以降の各取引所の最初の値段にて反対売買します。ただし、証券取引所等の取引規制等又は当社の判断により、この20%の数値は変更されることがあります。

当社では委託保証金率（維持率）が30%を下回ったお客様へ、「注意喚起」するよう連絡を心掛けております。お客様にも十分にご注意ください。

なお、保証金の信用損金等充当は、30%の維持率までは可能です。

余力詳細確認

(1) 保証金代用合計	3,612,000
(2) 保証金現金合計	5,504,848
(3) 保証金額	9,116,848
(4) 評価損益	346,000
(5) 諸経費	6,423
(6) 評価損益(評価益発生時は0)+諸経費	-6,423
(7) 受入保証金額	9,110,425
(8) 建玉金額	3,150,000
(9) 新規未約定建玉金額	0
(10) 必要委託保証金額	1,260,000
(11) その他拘束金額	0
(12) 維持率(%)	289.21
(13) 建玉可能額	19,626,062
(14) 買付可能額	5,504,848

(3) 保証金額 = (1) + (2)
(6) 評価損益の計算にはご注意ください
(7) 受入保証金額 = (3) - (6)
(9) 注文中の信用取引があれば反映されます
(10) 必要委託保証金額 = (8) × 40%
(12) 維持率(%) = (7) ÷ (8) × 100
(13) 建玉可能額 = (7) × (1 ÷ 40%) (8)
(14) 買付可能額 = 代用に入れている現金担保で買える現物の範囲

決済期日と未決済玉の取り扱い

建玉の最終弁済期限は6ヶ月後の応答日とします。応答日がない場合はその月の末日とし、応答日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げます。

通信取引口座では、決済期日の前営業日までに反対売買（売決済・買決済）または現引、現渡をしてください。

決済期日の前営業日までに決済されない場合の強制処理について

決済期日の前営業日までに決済されない場合、決済期日に各取引所の最初の値段にて反対売買により決済します。

その際に決済損が発生し、委託保証金現金内で充当できない場合は、当日中に損金相当分の代用証券をお客様の計算において売却することとなります。

【その他に注意するケース】

信用取引のヒアリングの際あらかじめ維持率 30%を下回った場合ご連絡させて頂く事となっておりますが、A銘柄を担保にA銘柄を買い建玉している様な場合(いわゆる二階建て)、前日まで40%以上あった維持率が突然10%台の追証となってしまう場合がございますので充分ご注意ください。また、維持率が30%を下回ると保証金を損金・買付代金等に充当出来なくなります。維持率は日々の株価の動きで計算されますので、例えばお客様が約定当日、維持率が30%以上だったので損金は保証金より充当する予定でいたとしても受渡日前日の株価の変動により突然損金に充当できなくなる場合がございますので重ねてご注意の程お願いいたします。

5. 信用取引口座における現物取引

現物の買付

買付けは「買付可能額」の範囲内で行うことができます。買付可能額は、通常「保証金代用合計」>「必要委託保証金額」ならば「保証金現金合計」となります。

代用有価証券の売却

売却は、代用有価証券残高の範囲内で行い、受渡代金はすべて委託保証金に組入れられます。

<注意> 信用建玉がある状態で代用有価証券を売却した場合、維持率の状況により売却代金を買付可能額に充当できないケースがございます。

(例)維持率が40%の場合、売却代金は買付可能額に充当されません。

出金(委託保証金現金の引出し)・代用有価証券の出庫

出金(委託保証金現金のお引出し)。出金は「返却可能額」の範囲内で行うことができます(返却可能額は弊社での確認となります)。出金依頼は、ホームページの「信用取引(出金)」にログインしご指示ください。コール取引のお客様はコールセンターへお電話ください。当日の出金は午後0時までにお受けします。

代用有価証券の出庫(振替出庫のみ)

出庫は保管振替機構を利用した口座振替のみとなります。出庫の依頼は、コールセンターもしくは支店のお客様は支店へお申し出ください。当社より「口座振替依頼書」を送付します。ただし、お客さまから「口座振替依頼書」を受入れた時点で、委託保証金

が40%以上ない場合には出庫をお受けできません。

6 . 信用取引にかかる諸費用について

信用取引の委託手数料

委託手数料は当社が別途定めるものとします。

建玉の金利

信用取引の金利は日本証券金融（日証金）の金利等を参考に当社が定めます。

買建玉の場合は買付代金に対する金利が費用となります。

売建玉の場合は売付代金に対する金利が収益となります。

<注意> 日数は新規建受渡日から決済受渡日まで両端入れとなります。

貸株料

貸株料は売建玉の金額に対し、証券金融(日証金)の貸株料等を参考に当社が定めます。

貸株料は建玉の受渡日から決済の受渡日迄の日数に対し徴収します。

品貸料（逆日歩）

証券金融会社において売方（売建玉）が買方（買建玉）を超過し、株不足が発生した場合、証券金融会社はその不足株券等を他から有料で調達します。その際の借り賃を品貸料（「逆日歩」と言います。）として売り方から徴収します。一方、買い方（買建玉）はこの品貸料を受取れます。

逆日歩は1株（又は1口）あたり何銭という計算で行われ、新聞などで公表されておりますのでご参照ください。

管理費

通常、新規建約定日より1ヶ月目毎の応当日を経過する都度、1株（又は1口）につき10銭（単位株制度の適用を受けない銘柄については1株につき100円）の割合で管理費を徴収します。なお、管理費の最低は100円で、最高1,000円です。（管理費につきましては変更される場合があります）

名義書換（権利処理等）手数料

通常、買建玉において、新規建玉の受渡日と決済の受渡日が決算等の権利確定日をまたいだ場合、権利処理等手数料（名義書換料）として毎回1売買単位あたり50円が必要となります。＊本決算「本決算に六ヵ月後（年1回決算の場合）」「中間決算（配当の有無に関係なし）

その他、株式分割（全て）、臨時株主総会の場合も名義書換（権利処理等）手数料が発生します。尚、別途個別に手数料率を定める銘柄もございます。

7 . 信用取引についての注意事項

合併・株式交換、併合・減資、上場廃止・登録取消について

建玉銘柄が合併または株式交換、併合・減資、上場廃止することとなった場合、6ヶ月以内であっても信用の最終売買日を決済期日とすることがあります。

代用有価証券が合併または株式交換、併合・減資により、単位未満株となった場合には、合併日または株式交換日の前営業日に代用有価証券から除外されます。

代用有価証券のうち、当該株券等が上場廃止基準に該当した場合、その該当した日の

翌日から、代用有価証券から除外されます。

合併または株式交換、併合・減資などにより売買停止となる期間が生じます。売買停止期間中の代用有価証券の評価は、通常最終売買日の終値となります。

<ご注意>

合併または株式交換、併合・減資、上場廃止により、委託保証金率が40%並びに20%を下回る場合がありますので十分にご注意ください。

株式分割

売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合は、当該分割比率に応じて制度信用銘柄の買付もしくは売付株数を増加し、約定値段を減額します。整数倍以外の株式分割の場合は証券金融会社において行われ決定した権利処理価格を約定価格から控除することにより、調整します。(平成18年5月31日以後を基準日とします)

信用取引配当金について

権利付き最終売買日と権利落ち日をまたいで信用建玉がある場合、買建玉については株主総会(受益証券については分配金支払開始日)の1~2週間後に配当分をお客さまの口座へ入金し委託保証金に組入れます。

売建玉については、配当額が確定時に委託保証金現金より差し引きます。

委託保証金現金が売建玉の差し引く配当分に満たない場合、別途その配当分に満たない額を請求させていただきます。

売建玉に係るお客さまの支払配当額は、すでに決済が終了した建玉に対しても配当金の授受が発生します。特に売建玉の場合は配当金の支払義務が発生しますのでご注意ください。なお、配当金は、一般の現物株と同様に税金を源泉徴収された後の金額が対象となります。

8. 譲渡益税

反対売買による決済

反対売買による決済で差益の10%が課税されます。差益とは決済による実現益から売買手数料、消費税、金利・管理費等の諸経費を控除した金額をいいます。実現損の場合は課税されません。お客さまが確定申告することにより、他の所得とは分離して、年間の株式等の売買損益を通算し、益金の10%が課税されます。

現渡による決済

お客さまが確定申告することにより、他の所得とは分離して、年間の株式等の売買損益を通算し、益金の10%が課税されます。

特定口座の源泉徴収をご選択の場合

譲渡益に対して10%の税金が掛かります。譲渡益税額は翌日に差し引かれます。このため、決済後の当日の買付余力・建玉余力には反映されておりませんので、買付や建玉をされる際には、ご注意ください。

ホームページ、電話による確認

管理費、金利、貸株料、品貸料、委託手数料等その他項目に関して変更がある場合は、事前にホームページに掲載いたします。インターネット取引口座のお客様は、ホームページを必ず日々ご確認ください。

電話&ファックス口座のお客様、特定の端末（iモード、Lモードなど）のみをご利用のお客様は、コールセンターもしくはご利用支店へご確認ください。

藍澤証券株式会社 殿

信用取引に関する確認書

(通信取引口座専用)

私は、次の事項を確認しました。

貴社から「信用取引に関する説明書」を受領し、説明書に沿った制度の内容および信用取引には価格変動リスク、発行者の信用リスク、流動性リスクがあることについて具体的に説明を受けました。

信用取引に関する説明書を受領した日 平成 年 月 日

” の説明を受けた日 平成 年 月 日

住 所

氏 名

又は名称

お届印

確認書受入日 (平成 年 月 日)

(社 内 蘭)	口 座 番 号
	N - -

検 印	部店長	内部管理 責任者	扱 者

(様 式 6)

平成 年 月 日

同 意 書

藍澤証券株式会社 御中

口座番号 N - -

住所、氏名または名称はご自身が記入してください。

住 所
氏 名
または名称

お届け印

私は、貴社と信用取引を開始するにあたり、同取引を通じて貴社が取得する私に関する個人情報下記に記載された貴社の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲内で貴社が利用することに同意いたします。

記

< 業 務 内 容 >

- (1) 証券業務(有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、有価証券の引受け業務等)及び証券業務に付随する業務
- (2) 保険募集業務、金融先物取引業、投資顧問業、商品取引業等、法律により証券会社が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- (3) その他証券会社が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む。)

< 利 用 目 的 >

- (1) 証券取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内を行うため
- (2) 弊社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスのご案内を行うため
- (3) 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
- (4) お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
- (5) お客様に対し、取引結果、預かり残高等の報告を行うため
- (6) お客様との取引に関する業務を行うため
- (7) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- (8) 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (9) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

以 上

2002年10月 1日
2002年11月19日 改定
2003年 1月16日 改定
2003年 5月27日 改定
2004年 6月10日 改定
2004年 8月30日 改定
2004年 11月6日 改定
2004年 12月6日 改定
2005年 4月1日 改定
2005年 7月5日 改定
2005年 11月25日 改定
2006年 5月18日 改定